


えひめ仕事と家庭の両立応援企業紹介シート

作成日 令和3年8月25日

企業名	スミメックエンジニアリング株式会社		 <p>ENGINEERING IS CREATIVE スミメックエンジニアリング株式会社</p>
所在地	新居浜市新田町 3-4-23		
業種	技術サービス業		
主な事業内容	産業機械等設計・補修・点検等		
常時雇用労働者数	165名	うち男性 155名 女性 10名	
電話番号	0897-34-1421	FAX番号	0897-65-1119
ホームページ	<a href="http://www.sumimec.jp">http://www.sumimec.jp</a>		
認証種別・認証番号	<input type="checkbox"/> えひめ仕事と家庭の両立応援企業（第 号） <input checked="" type="checkbox"/> えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業（第 34号）		
一般事業主 行動計画 （次世代 法）	計画期間	令和3年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日	
	内容	<p>目標1 職場風土の醸成 出産休暇や育児休業、短時間勤務制度などの各制度・休暇を利用しやすい職場風土を醸成する。</p> <p>目標2 育児休業の取得状況の向上 男性社員は毎年1名以上、女性社員は毎年75%以上の取得とする。</p> <p>目標3 所定外労働の削減 所定外労働の削減に向けた取り組みを継続して実施する。 1. 正社員の法定時間外・法定休日労働時間が各月45時間未満であること。 2. 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p> <p>目標4 年次有給休暇の取得の促進 事業部門毎に各々の時短推進計画を立て年次有給休暇の取得促進に取り組む。</p> <p>目標5 就業に関する知識及び意識の醸成</p>	
代表者 メッセージ	<b>仕事と育児の両立支援</b>		
	従業員の育児休業を取得できる環境をつくり、取得実績の向上を目指すとともに、子育て支援の取り組みを推進する。		
自社の取組 PR	<b>仕事と介護の両立支援</b>		
	介護を抱えた従業員が働きつづけていく上での悩みや心配事について、気軽に相談できる窓口を設置し、介護休業等の制度利用を促進する。		

## 1 休職制度

- (1) 育児休業：子が満3歳到達後の3月末まで最大3回

## 2 休暇制度

- (1) 時間単位年休：年間16時間分を限度に有給休暇を1時間単位で取得することができる（1日につき2時間以内かつ2回まで）
- (2) 積立休暇：消化できず消滅した年次有給休暇について、最大60日を限度に積み立て、会社が定める使用要件の範囲で有給休暇として再度使用することができる
  - ・ 育児休業が連続5労働日以上にわたる場合に休業1日目から
  - ・ 介護休業の要件を満たす場合
  - ・ 子の看護休暇の要件を満たす場合（半日単位可）
  - ・ 家族（子の看護休暇対象外の子を含む）の看護（年次有給休暇の残余日数が無い場合）
  - ・ 不妊治療のための通院および入院する場合
- (3) 配偶者出産休暇（男性）：配偶者が出産したとき5労働日の有特休

## 3 短時間勤務

- (1) 育児支援関係
  - ・ 小学校卒業まで
  - ・ 所定就業時間の短縮，時間外労働を命じない，勤務日の少ない勤務の他、フレックスタイムも選択可
- (2) 介護支援関係
  - ・ 所定就業時間の短縮，勤務日の少ない勤務の他、フレックスタイムも選択可

## 4 その他支援制度

### (1) 退職者再任用制度

ア 育児支援関係：出産・育児を理由に退職した場合、当該の子が小学校に入学するまでの間に再任用する制度

イ 介護支援関係：介護を理由に退職した場合、6年以内に再任用する制度

- (2) カフェテリアプラン：ベビーシッター・育児サービス利用、幼稚園・保育園入園・利用、育児用品購入、介護用品購入、在宅介護・介護施設利用などにもポイント使用可。

## 5 その他諸制度

- (1) 賞与最低保証：休職者に対して勤続期間・支給対象期間に関わらず最低補償額35%（ただし全欠の場合は30%）
- (2) 育児支援金
  - ・ 出産時：300,000円

- ・ 小学校入学時：200,000 円
  - ・ 中学校入学時：100,000 円
  - ・ 高校入学時：100,000 円
- (3) 出産祝い金：100,000 円を贈与
- (4) 育英年金・育英扶助年金：社員が在籍中に死亡又は傷病により障害等級 1 級～3 級に該当して退職した場合、子および配偶者に所定の年金を支給
- ・ 子については、満 18 歳に達した直後の 3 月まで
  - ・ 配偶者については、子が受給資格を有する間